

記

○一年間の延長に関して

①第 43 期・第 44 期における当番期日の計算は次のとおりとする。

◆同窓会活動休止期間

令和 2 年 4 月 17 日から 1 年間（応当日：令和 3 年 4 月 16 日まで）

上記の間の役員会等の活動は休止する。ただし、会則第 2 条（目的）を踏まえ“学校定期事業等の支援”並びに“事務局の定期開設（毎週木曜日 10 時～15 時、祭日・年末年始は除く）”については活動維持。

なお、つづく緊急事態発生の場合、幹事会・役員会は必要に応じて会長がこれを招集する。

◆当番期間について

第 43 期

平成 30 年（2018 年）11 月 10 日～令和 3 年（2021 年）11 月 13 日（第 44 期総会日）

第 44 期

令和 3 年（2021 年）11 月 13 日～令和 5 年（2023 年）11 月 11 日（第 45 期総会日）

②役員任期について

会則第 9 条第 5 項には「役員任期は 2 ヶ年とし、欠員補充で就任した役員任期は、前任者の残存期間とする。」規定が存するも、緊急事項につき次期役員が決定されるまでの間は、上記にのっとり現役員が審議・執行をする。

以上

令和2年4月吉日

福岡県立東鷹（田川東）高等学校
東鷹同窓会会員の皆様へ

東鷹同窓会 会長 中山 直行

東鷹同窓会 第43期の運営に関する お知らせ

一雨ごとに緑増す候、会員の皆様方におかれましては、益々ご活躍のことと拝察致します。

さて、この度の新型コロナウイルスの影響は凄じいものであり、日本全土はもとより世界的規模で増え続け終息時期が把握できない現状、会員各位におかれましては大変陰難な毎日をご過ごされているのではないのでしょうか？

このような状況下、同窓会においては当番幹事の方々による総会・懇親会の準備が“本格的な活動時期を迎えて”の中であり、役員ともども頑張っておりますが、“緊急事態の宣言”も全国に拡大された只今の現状では11月開催は極めて困難であると言わざるを得ません。全国に拡散される前の4月2日に緊急臨時役員会を招集、皆に意見を諮ったところ全出席者をもって「一年間の延長もやむなし」との総意を得ました。これをもちまして4月16日には幹事会の開催を予定しておりましたが、猛威が一向に収まらず会長判断により幹事会を中止と致し、関係各位には書面にての報告と致した処でございます。

コロナ問題の解決が見えない状況においても、会の運営は止めるわけにはまいりません。役員一同「東鷹同窓会は一つ」のもと、この事態を乗り越えて行く所存でございます。何卒ご理解を頂きましてご助力の程よろしくお願い申し上げます。

つきましては、この状況下、今期の総会・懇親会については緊急事態と捉えまして、次のように決定致しましたことをお知らせ致します。